

御浜町における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月29日

御 浜 町

▶ 1. はじめに

町は、町民や関係者、職員の命と健康を守り、安全・安心が確保できるよう新型コロナウイルス感染防止のための取り組みを進め、感染症のまん延を防止することが求められる。

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月28日。5月21日変更。）」や三重県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』～命と健康を守るために～」などを踏まえ、事業所としての御浜町における新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、整理したものである。

当面の間、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じべき具体的な対策」に基づき、必要に応じ、個々の職場の様態などを考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルス感染予防に取り組むこととする。

▶ 2. 感染防止のための基本的な考え方

職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクを考慮し、それに応じた対策を講ずる。

職員への感染拡大を防止するよう、職員同士や外部関係者との接触への配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

▶ 3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

事業所としての御浜町における感染予防対策を推進する担当課は総務課とする。

総務課は、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を理解するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の専門機関の助言を参考に予防対策を推進する。

各課は、本ガイドラインに基づく感染予防対策をはじめ各種の対策について遵守し、各職場における感染予防対策を実施する。

(2) 健康確保

- ・ 職員は、自身で出勤前に体温や感染を疑われる症状の有無を確認する。
- ・ 体調の思わしくない場合には病気休暇の取得をする。また、勤務中に体調が悪くなった場合は、必要に応じ、速やかに帰宅し療養する。
- ・ 同居する親族に発熱等の風邪症状があるときは、早めに特別休暇を取得する。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった職員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤の可否の判断を行う際には、かかりつけ医や保健所へ相談などをする。

(3) 勤務

- ・ 可能な範囲で在宅勤務や勤務日の振替、フレックス勤務などを推奨し、職場における接触機会の抑制を図る。
- ・ できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保つようにする。
- ・ 始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために洗面所等には石けんなどを配置する。
- ・ 勤務中はマスクなどを着用する。
- ・ 窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を定期的に消毒する。
- ・ 出張（研修）は、必要最低限とし、出張先においては「新しい生活様式」を心掛けて必要な感染予防対策を講じることとする。

- 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- 会議や打合わせは、電話やメールを活用しながら必要最低限とし、オンラインで行うことも検討する。
- 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- 面談、面接などについては、オンラインでの実施も検討する。

(4) 窓口・来客

- 窓口には、飛沫感染防止のため、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽し、アルコール消毒液を設置する。
- 窓口で混雑が予想される場合は、一定（1メートル）以上の間隔を保って順番待ちをしてもらう。
- 窓口で使用するペンなどは、定期的に消毒する。
- 名刺交換は、オンラインでの交換を検討する。
- 来庁者との対応については、所定の場所で行い、食堂での対応は避ける。

(5) 休憩スペース・食堂

- 休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。
- 食堂では、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。対面で座らないようにする。混雑する場合は、時間をずらして利用する。

(6) トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は定期的な消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

(7) 設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、定期的に洗浄・消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉してゴミ箱等へ捨てる。ゴミなどを回収する場合は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(8) 事務所等への立ち入り

- ・ 外部の関係者の事務所等への立ち入りについては、原則禁止するが、やむをえず立ち入る場合には、当該者に対して、職員に準じた感染防止対策を求める。

(9) 職員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取り組みを行う。
- ・ 6月18日までは、5月25日の緊急事態宣言解除前の特定警戒都道府県（北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県）への不要不急の移動は控える。6月19日以降のこれらの県への移動は、「新しい生活様式」を心掛けて行動する。
- ・ 上記以外の府県や県内の移動にあたっては、「新しい生活様式」を心掛けて行動する。
- ・ 公共交通機関や公共施設を利用する職員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、密閉空間での会話を協力控えるように努める。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した職員やその関係者が、職場で差別されることなどがないよう、職員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

- 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務を利用して感染防止に努める。
- 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。

(10) 職員に感染が確認された（または感染のおそれがある）場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 感染者等の行動範囲を踏まえ、感染者等の勤務場所を消毒し、同勤務場所の職員に自宅待機させることを検討する。
- 感染者等の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 職場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。
- 保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。